

災害時等における水質検査業務に関する協定書

上田市上下水道局（以下「甲」という。）と一般社団法人上田薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時等における水道水質検査業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の要請）

- 第1条 甲は、災害等により水道法（昭和32年法律第177号）に定める定期又は臨時の水質検査ができない場合及び甲の管内の災害等によって水道水質事故が発生した場合に、乙に水質検査業務を要請することができる。
- 2 乙は、要請があった場合、状況により乙の協力関係にある長野県内の薬剤師会に対し、水質検査業務に関する協力を依頼することができる。

（業務の内容）

- 第2条 乙が行う業務の内容は、甲が指定した水質検査に関する業務とする。
- 2 乙は、乙の検査員を甲の施設に派遣することができる。

（完了の報告）

- 第3条 乙は、業務が完了したときは、その結果を電話、メール等にて甲へ直ちに報告するとともに、分析結果を書面にて甲へ速やかに提出するものとする。

（経費の負担）

- 第4条 業務に要した経費は、甲が負担するものとし、当該経費における負担額は、その都度、甲乙が協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

- 第5条 乙は、業務により、乙の検査員が死亡又は負傷などをしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

（損害の負担）

- 第6条 乙は、業務により第三者に損害を及ぼした場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。
- 2 乙は、前項に規定する損害が生じたときは、その事実を電話、メール等にて甲へ直ちに報告するとともに、その状況を書面にて甲へ遅滞なく報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、引き続き1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要があるときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月18日

甲 上田市真田町長 7 1 7 8 番地 1

上田市上下水道局

上記代表者 上田市長 土 屋 陽 一 

乙 上田市国分 9 9 4 番地 1

一般社団法人 上田薬剤師会

上記代表者 会 長 飯 島 康 典 